



無料で相談できます

- 相談料はかかりません。
- ご予約のうえ、お気軽にご参加ください。



市町村と専門相談員が対応します

- お持ちの空き家がある市町村の職員が対応します。
- 宅建士や司法書士など、専門家が相談員として同席します。



空き家のお悩み
相談してみませんか？

令和4年度 北海道空き家相談会

12月3日（土）

所有者向け

10:00~16:00

※会場では新型コロナウイルス感染症の感染防止に努めますが、感染拡大状況により、開催を中止する場合がございます。



主催：北海道

【お申込方法】

別紙「相談申込書」に必要事項をご記載のうえ、下記お問合せ先までご送付ください。

【お申込期限】

先着順で定員に達し次第、受付終了となります。

【お問合せ先】

札幌市建築安全推進課(空き家対策担当 平井・岡本)
 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
 札幌市役所2階
 TEL/FAX 011-211-2808/011-211-2823
 MAIL akiya@city.sapporo.jp

【開催会場】

TKP札幌カンファレンスセンター 6階
 ホール6A
 (札幌市中央区北3条西3丁目1-6 札幌小暮ビル)

